

2026年度 西郡まちづくり協議会 総会

- 1) 開会あいさつ
- 2) 2025年度事業報告（案）
- 3) 2025年度八尾市校区まちづくり交付金の報告
- 4) 2026年度事業方針（案）
- 5) 2026年度八尾市校区まちづくり交付金の申請について
- 6) その他
 - ・規約の改正
 - ・八尾市乗合タクシー「にしごおりごう」の報告

※別添資料

- ・別紙資料1 桂小学校区わがまち推進計画（2023～2028年度）
- ・別紙資料2 （仮称）八尾市立桂3館複合施設整備基本計画（概要版）
- ・別紙資料4 西郡新団地ニュース
- ・別紙資料5 新団地「今後のスケジュール予定」
- ・別紙資料6 西郡ゲーム寺子屋「出張ゲーム寺子屋2026」チラシ
- ・別紙資料7 2025年度西郡墓地管理業務収支報告書
- ・別紙資料8 2025年度校区まちづくり交付金事業実績報告書
- ・別紙資料9 2026年度校区まちづくり交付金申請（案）
- ・2025-2026年度西郡まちづくり協議会 委員名簿
- ・西郡まちづくり協議会 規約



2025年度 事業報告

1) はじめに

2025年度につきましては、25年という長い年月をかけて実施されていく「八尾市西郡地域まちづくり構想」と、桂人權コミュニティセンター・桂青少年会館・桂老人福祉センターの3施設を一体化する「(仮称)八尾市立桂3館複合施設整備基本計画」の策定が、市の主導のもと進められました。両計画とも、市が主催するワークショップへの参加や協議会との協議を重ねながら策定が進められました。協議会としての意見がすべて反映された計画とは言えませんが、西郡地域の今後のまちづくりの方向性を大きく左右する重要な一年となりました。

ふれあい朝市につきましては、雨天により中止となった日もありましたが、おおむね予定どおり実施することができました。また、納涼盆踊り大会につきましては、近年の酷暑を踏まえ、参加者の安全を最優先に考慮し、中止としました。

2) 新団地建設に向けた交流サロンの支援

新団地(44号館・45号館・46号館)の建設に伴い、対象団地(14～23号館・28号館)の移転や意見交換の場である「交流サロン」の支援や住民同士の自治に関する支援を行ってきました。

2025年10月9日、代表企業である中川建設株式会社が大阪地裁に会社再生法の適用を申請。工事がストップしましたが、その後、保全管財人が再検討の整理を行い、新しいスポンサーのもと会社を再生させました。事業については、概ね3か月ほど延長し、7月に工事が完了しました。新団地の個数は150戸あり、新たに入居するのは67世帯となっています。

3) 近畿大学建築学部学生との連携

八尾市と包括連携協定を結んでいる近畿大学とまちづくり活動での連携を行いました。近畿大学建築学部有志のみなさんが実践する子どもたちの居場所事業「ゲーム寺子屋×居場所」の後援を行い、学生たちもふれあい朝市などに積極的に参加がありました。

4) 西郡地区グランドゴルフ大会

3月25日、桂青少年会館にて、「西郡地区グランドゴルフ大会」を実施。小学生から高齢者まで40名の参加がありました。多世代が参加する次世代育成の取り組みとなりました。

5) 委託事業

八尾市営西郡墓地管理業務を受託し、西郡墓地の管理運営を行いました。3名と1団体の職員さんとともに管理運営を行いました。自主的に墓地をキレイにしてくれているグループのみなさんと連携し、墓地清掃等も実施しました。お盆、彼岸、年末年始などのたくさんの人が来るときも特に問題なく、墓地管理業務を実施しました。

6) 八尾市校区まちづくり交付金の申請について

2023年度の八尾市校区まちづくり交付金について、八尾市へ報告し、受理されました。

※別紙参照



2026年度 事業方針（案）

1) はじめに

西郡まちづくり協議会は①人権が尊重され、差別を許さないまち、②共に助け合う「おたがいさま」のまち、③安全で安心して住みつづけられる強いまち、④子どもが健やかに育つまち、⑤生き生きと、多様な世代が健やかに生活できるまち、⑥ひとつになってまちづくり進める体制づくり～アイラブにしごおり～⑦まちづくり活動の推進、の7つの目標をもとに活動をしています。これらの計画をまとめた「わがまち推進計画（2023～28年度）」を中心に取り組みます。

2025年3月に「八尾市西郡地域まちづくり構想」、桂人権コミュニティセンター・桂青少年会館・桂老人福祉センターの3つの施設を一つにする「（仮称）八尾市立桂3館複合施設整備基本計画」が発表されました。また、「令和8年市政運営方針（令和8年2月）」において重点項目として西郡のまちづくりが位置づけられました。西郡における少子高齢化、急速な人口減少を止める施策の展開を期待しています。

2026年7月28日、熊本県にて地震が発生。熊本県宇城市氷川町では最大震度7を観測したほか、九州の広い範囲において大きな揺れを観測しました。熊本県においては2016年に最大震度7の地震があり、復旧を進めている10年後の出来事であり、早期の回復を祈るばかりです。

西郡地域におきましても、南海トラフ地震の発生が予想されており、10年で30%、20年で60%、30年で90%とされています。地震はいつ、どこで発生するか予想はつきません。災害有事における避難のあり方についても議論を深めていかなければなりません。

2) 西郡のまちづくり計画及び三館複合施設

桂人権コミュニティセンター・桂青少年会館・桂老人福祉センターの3つの施設を一つにする「（仮称）八尾市立桂3館複合施設整備基本計画」は発表されました。完成は令和12年となっています。今年におきましては、基本計画及び運営や各種事業内容の検討となっています。建替えしていくにあたり、「3施設の機能の継承」がうたわれていることから、隣保事業をはじめとする3施設が培ってきた事業はしっかりと継承し、新たな拠点づくりに協議会としても積極的に

参加します。

3) 新団地「44・45・46号館」について

新44・45・46号館は、2026年7月、完成し、入居対象者（14～23号館・28号館入居者）67世帯が7～9月にかけて引っ越しを行っています。今後、新たな団地で生活していくにあたり「生活ルールブック」を入居対象者とともに確認し、策定してきました。この「生活ルールブック」を実行するべく、「44・45・46号館自治・管理会」の発足の支援を行います。発足するにあたり、準備会を発足させ、自治・管理会の発足を目指します。

4) 西郡のまちづくりにおける被災有事における避難のあり方検討

有事の際の課題抽出や担い手の存在についてなどを議論してきました。災害有事の際、どのように避難し、安心安全に生活していくのかなどを考えていきます。

大震災が発生するとさまざまな行政機関や地域活動はストップします。この間のさまざま発生した震災の経験から、「自らの安全は自ら守る（自助）こと」が求められています。しかしながら、高齢化が進む西郡、団地群である西郡であることから、被災有事の際の避難のあり方を具体的に考えていくこと（共助）が求められています。「西郡のまちづくりシンポジウム」や「西郡まちづくり新年会」などで、これらについて具体的に話し合える時間をつくっていきます。また、長年、地域に協力いただいているCASEまちづくり研究所の支援をいただきながら、活動を進めます。

5) 「まちライブラリー」にて図書が充実する地域へ

「まちライブラリー」とは、「いつでも誰でもどこでも始めることができる、「本」を通じて「人」と出会うまちの図書館です。個人や団体が、自宅や店舗、病院、学校などの一角に本棚を設置して本の貸し借りなどを行う場として全国に広がり、今では図書館や公共施設、商業施設、サービス付き高齢者住宅などにも広がっています。多様な人たちがそれぞれの想いをもって展開する活動になっています。（まちライブラリーHPより）」

西郡地域では、桂人権コミュニティセンターが早くからこの取り組みを行っ

ています。地域には活用できる場所がたくさんあります。集会所や店舗付住宅、また、新団地にはコミュニティルームがあり、本棚も設置されています。地域の多くの人が本にふれる機会をつくり、人と人が出会える場面づくりを行います。

6) グランドゴルフで世代間交流

グランドゴルフは、年齢・性別・障害の有無を問わず、だれでも参加できるスポーツとして、今では全国的に楽しまれているスポーツの一つです。昨年も桂青少年会館に協力いただき、グランドゴルフ大会にて世代間交流の機会を作りました。今年度も健康促進や生きがい、世代間交流の機会を作っていきます。

7) 近大学生による「ゲーム×寺子屋」への後援

八尾市と包括連携協定を結んでいる近畿大学とまちづくり活動での連携を行います。近畿大学建築学部との連携では、子どもの居場所事業「ゲーム×寺子屋」を実施しています。ゲームと学習を行う居場所機能とともに月に一度、カレーの日と称した子ども食堂を実施。そのほか、さまざまなイベントを実施していく中で若者が地域で活動することの応援を行います。また、学生のみなさんにもまちづくり協議会での活動を支援していただきます。

8) 総会・定例会議

全体の会議については、年1回の総会と、年3回の定期会議をおこないます。

(総会：8月、定期会議：10月、12月、3月)

なお、緊急を要する場合はその都度、招集します。

9) 納涼盆踊りについて

昨年同様、昼夜を問わず酷暑が続く状況を踏まえ、来場者や運営に携わる方々の安全を最優先に考え、納涼盆踊り大会は中止としました。しかしながら、地域のみなさんが気軽に参加し、交流できる機会は大切であることから、盆踊り大会に代わる新たな地域イベントの創造も必要であると考えています。今年度は、その実施時期や内容について検討する機会を設け、地域にふさわしい取り組みを考えていきたいと思っています。



10) ふれあい朝市

実施日：9月²⁰~~19~~日(日)、~~10月17日(日)~~ 11月¹⁵~~21~~日(日)、
12月²⁰~~19~~日(日) ※餅つき実施 3月7日(日)

時 間：9時準備開始 10時開店

場 所：桂人権コミセン駐車場

※10月については、昨年より桂小学校の運動会と重なっていることから、中止しています。

※3月については、桂人コミ芸術祭と同時開催のため、第1日曜に実施

11) アイラブにしごおり部会

地域情報誌「はな緒」の作成にかかわり、地域情報を発信します。作成については、各施設とともに「啓発会議」を開催し、作成に当たります。また、地域内外の様々な方々が西郡に関われる企画立案・運営などを行います。

12) 委託事業

八尾市営西郡墓地管理業務を受託し、西郡墓地の管理運営を行います。

13) 各種運営委員等の委員の派遣

桂人権コミュニティセンター運営委員会 (藤本高美)

桂青少年会館運営委員 (岡知彦)

桂老人福祉センター運営委員会 (岡知彦)

八尾市営住宅入居審査委員 (吉村晴之) (岡知彦)

14) 八尾市校区まちづくり交付金の申請について

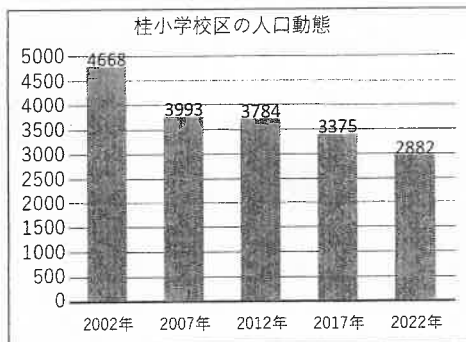
(2026年度予算案について)



データから見る桂小学校区

■桂小学校の人口動態

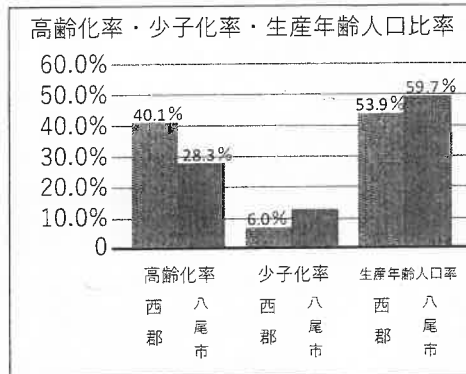
桂小学校区はこの20年間に1786人もの人口が減少。20年前と比べて、約62%の人口になった。八尾市全体の人口減少は約95%であることから、急激な人口減少が進んでいると言える。



■高齢化率・少子化率・生産年齢人口比率

高齢化率(65歳以上)、少子化率(0歳～17歳)、生産年齢人口比率(18歳～64歳)を八尾市全体と比較すると、高齢化率においては、八尾市全体においては、11.8%も高い。少子化率においては、八尾市全体よりも6%低く、生産年齢人口比率においても、5.9%低くなっています。

高齢化が急激に進み、少子化が進んでいます。また、それらの人々を支える生産年齢人口は人口減少とともに減少しています。



■一歩ずつ前に進めるまちづくりを目指して

西郡地区(桂小学校区)においては、人口減少、少子高齢化、高い生活保護率、貧困、格差、部落差別など、多くの課題を抱えた地域です。西郡水平社が創立し、100年が経過しましたが、常にその課題と向き合い、まちづくりを進めてきた地域でもあります。

わがまち推進計画を策定するにあたり、3回のWSを開催(2023年7/18, 8/8, 8/22)し、これまでの取り組みの検証、防災についてなど、意見交換しながら、わがまち推進計画を策定しました。

これらの課題と向き合い、安心・安全なまちづくりを目指して、地域のみなさとともに、新たな西郡のまちづくりをすすめていきましょう。

西郡のまちづくり

桂小学校区 わがまち推進計画 (2023～2028年度)

発効日：2023年8月

編集発行：西郡まちづくり協議会

大阪府八尾市桂町2丁目27番地

桂人権コミュニティセンター内

西郡のまちづくり

桂小学校区 わがまち推進計画

(2023～2028年度)



2023年8月

西郡まちづくり協議会

桂小学校区わがまち推進計画 2023~2028 まちづくりビジョンMAP

前ビジョンから8年が経過しましたが、地域住民の単身高齢化と子どもや若者の減少に歯止めがきかない深刻な状態です。防災コミュニティづくりの面からも喫緊に対応が必要で、かつ将来の地域の担い手である子育てや若者世帯対策が待たない事態です。そこで本ビジョンでは、コロナ過による社会変革を受けとめつつ、地域資源が多いというまちの特性を活かし、現住民と新世代・世帯へのメッセージを意識しました。訪れる人や関わる人をもっと増やし、具体的なチャレンジを実行するまちづくりを目指します。

ビジョンの詳細は、<http://bit.ly/3L25fZ> (上記QRコードからダウンロードできます)。



- 目標1 人権が尊重され、多様さを受け止める「おたがいさま」のまちづくり
- 目標2 安全で安心して暮らし、元気に孤立せずに住みつけられることのできるまちづくり
- 目標3 子育て・若者世帯が訪れたい、暮らしたいと感じる次世代を育むまちづくり
- 目標4 コロナ禍後の新たな社会を意識し、いろんな「居場所」で“実感”をともなうまちづくり
- 目標5 先行する社会課題解決に向けた実践を通して、ほかの地域にひろげられるまちづくり

テーマ1 住宅確保要配慮者の集住に対応した安心見守りコミュニティづくりの推進 (防災まちづくりの視点から)

市営住宅に単身高齢者などの要配慮者が集住しており、災害時の避難や支援に深刻な課題があります。実際に災害をシミュレーションして現状共有し、対応可能な体制で「安心見守りコミュニティ」がある防災まちづくりを推進します。

テーマ2 子どもの可能性を広げる機会や出会いを作り、子育て・若者世帯が訪れたい 暮らしたいと感じるまちづくりの推進 (次世代担い手の取組み)

子どもや子育て、若者世帯の流出がとまりません。しかしまちには多様な地域資源(施設)があります。これらを活用し、まずは訪れやすいまち、交流や関係をつむぐ地域環境を整えます。そして桂小中学校と大学や企業との連携を図り、スポーツをはじめ新しい学びの機会や可能性がひろがるような、特長的で魅力的なテーマを発信し、次世代の担い手づくりを意識したまちづくりを展開します。

テーマ3 行き来しやすいまちづくりの推進 (多様な移動・交流手段の確立)

買物や移動不便地域の環境は変わっていませんが、今後は地域が運営している「あいだぶ自動車」をベースに行政による事業を効果的に連携させます。またSNSやDXを活用したあらたな交流システムも検討します。

テーマ4 地域・行政・大学・企業との連携強化 (テーマを具体化するプラットフォームの設置)

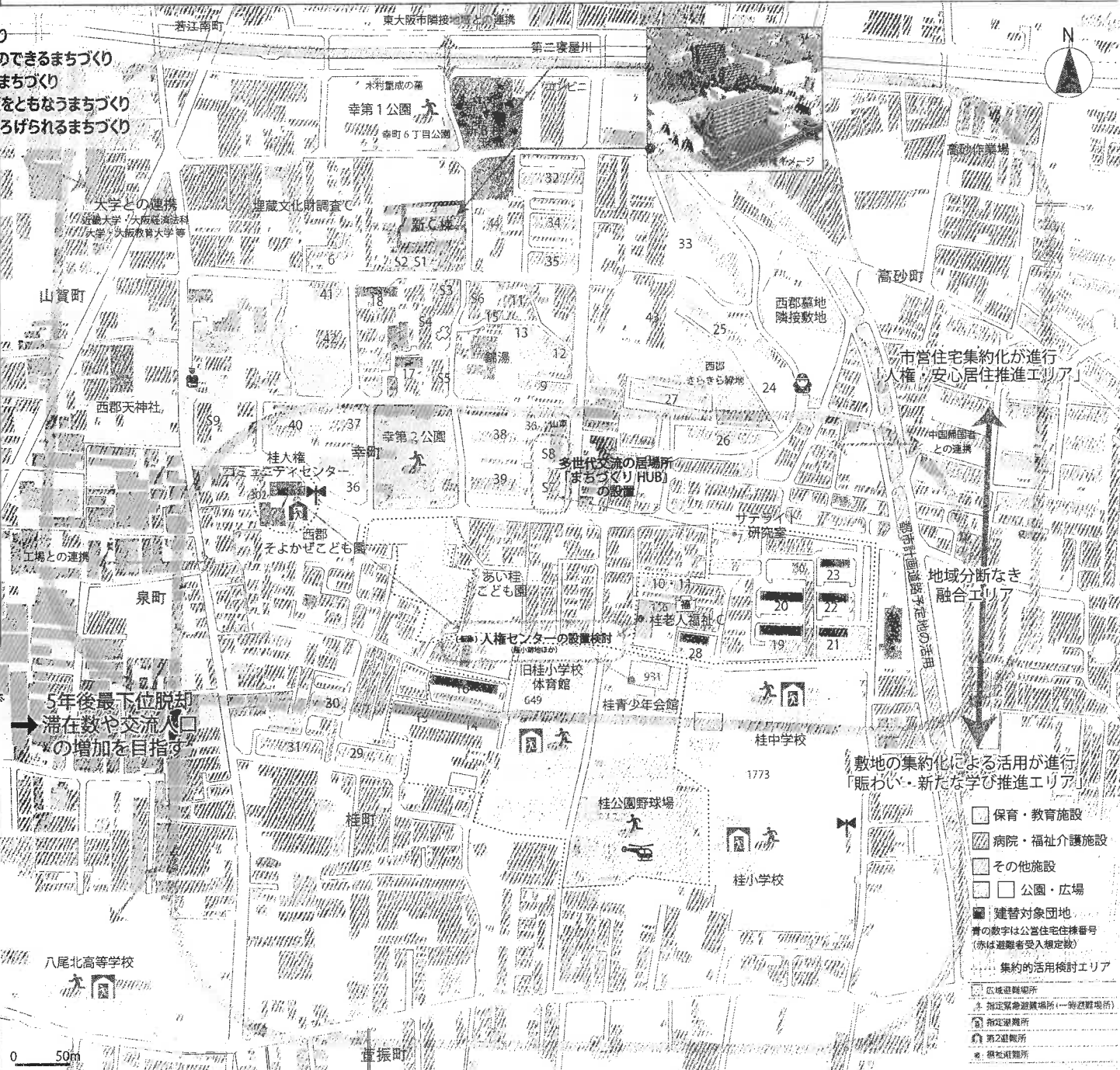
本ビジョンを実現するために、地域と行政・大学や企業との協力が不可欠なため活動や事業の連携・協議の場づくりを検討します。とくに地域の諸施設を効果的に連携させる拠点として世界発信可能な(仮称)人権センター機能(施設)の設置を提案します。

世帯・人口	児童数	生徒数	14歳以下	65歳以上	高齢化率
合計	75	127	192	1185	40.2
市営住宅	管理戸数	空部屋	単身世帯	空き家率	単身率
合計	1205	358	484	29.7	57.1

→ 現在28小学校区で
すべての数値が
最下位

→ 5年後最下位脱却
滞在数や交流人口
の増加を目指す

八尾市営住宅機能更新事業計画 八尾市営住宅機能更新計画 R3.3	1グループ	2グループ	3グループ
集約建替候補 (次期以降の対象棟(着手までは維持管理とする) ※第1グループの6,12,S3号館については住戸の 住替移転を実施していることから、住替完了後、用 途廃止とする	6,12,S3号館 (1~5号館(集約建替済) [7,8,13,S1,S2号館 (用途廃止済)])	14~16号館 17,18号館	19~23,28号館
耐震改修+住戸改修②+長寿命化型 改修	34号館,35号館		
エレベーター設置	29号館		
住戸改修①	24~27号館		
住戸改修②	30~33号館		
住戸改修③+長寿命化型改修	36~42号館		
長寿命化型改修	S7,S8,S9号館 9,10,11,43号館,S4~S6号館 第2-3-4集会所、駐車場、児童遊園		
維持管理			
建替・集約候補	集約建替済	期間中に事業着手	当面は維持管理
耐震改修	期間中に事業着手		
住戸改修①②	空家改修の際に実施		
エレベーター設置	他の方策も含め検討を行う		
長寿命化型改修	原則として建築後の経過年の長いものから順に実施		



- 保育・教育施設
- 病院・福祉介護施設
- その他施設
- 公園・広場
- 建替対象団地
- 青の数字は公営住宅住棟番号
(赤は避難者受入想定数)
- 集約的活用検討エリア
- 区域避難場所
- 指定緊急避難場所(一階避難場所)
- 指定避難所
- 第2避難所
- 指定避難所

(仮称)八尾市立桂3館複合施設整備基本計画【概要版】

1 基本計画策定の背景と目的

本市では、「八尾市公共施設マネジメント実施計画」を策定し、市民サービスの向上に向けて、建物施設の長寿命化や機能更新、維持管理等の取り組みを計画的に進めています。本実施計画においては、建築後約50年以上経過し老朽化している市内の2カ所にある人権コミュニティセンター及び周辺に所在する老人福祉センター、青少年会館の機能更新の検討を優先的に取り組むこととしています。この方針に基づき、令和5年度に「八尾市立人権コミュニティセンター及び周辺施設整備基本構想」を策定し、施設整備に関する基本的・全般的な考え方を取りまとめました。本基本計画は、複合施設整備基本構想に基づき、桂中学校区に所在する人権コミュニティセンター及び周辺施設の複合化に係る諸条件について、ワークショップ等による市民の意見聴取や、複合化対象施設の事業や利用の実態など現状について調査・検討を行い、施設整備に向けた内容を取りまとめたものです。

<複合化の対象施設>



2 計画地を取り巻く状況

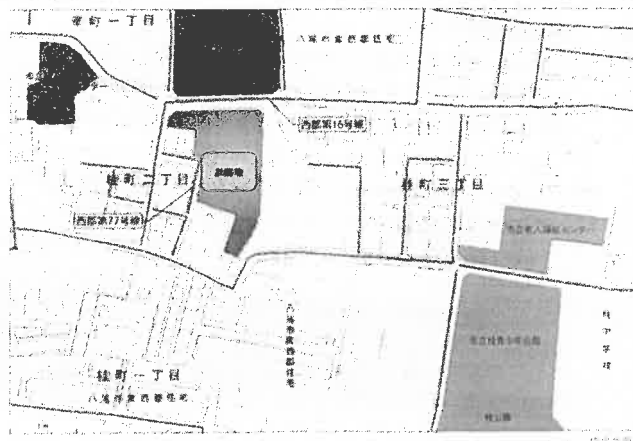
計画地の所在地：

八尾市桂町二丁目11-1他

計画地の面積：

約3,900㎡（図上求積）

新施設整備の計画地は、近鉄八尾駅から北へ約1.9kmの桂小学校区に位置し、北側及び北西側は両側歩道付きの12m道路、西側は幅員4.7m道路に接しており、道路の北側には幸第2公園が隣接しています。



3 桂3館複合施設の整備方針

3 館の機能整備における基本コンセプト

「集い」「学び」「楽しみ」「健康」を通じて
豊かな交流や活動が生まれ、
様々な課題にワンストップで応える、
『つながり、かがやき、
しあわせつづくまちづくりの拠点』

新施設では、これまで各施設で培われた3施設の機能を継承しつつ、コミュニティ拠点としての役割、市内全域から利用される多世代交流拠点としての役割が果たせるよう、4つに留意しながら整備を進めます。

- ①「居住」と「交流」の視点による機能の確保
- ②周辺と調和した良好な環境の確保
- ③安全・安心に過ごせる施設としての基本性能の確保
- ④持続可能性の確保

諸室については、フレキシブルな使い方で、多様な利用目的や大小様々な取り組みに各室を有効に活用できるよう、汎用性を持たせた整備を進めます。主要な諸室と諸室数の目安は、以下のように設定します。

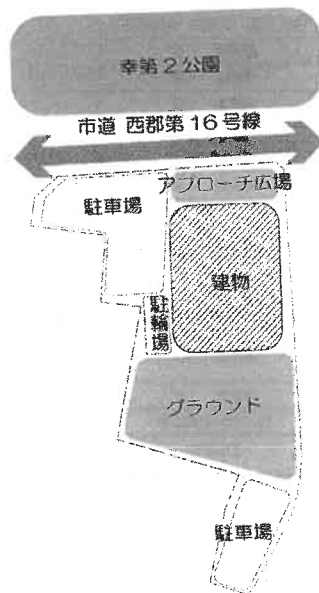
機能	めざすイメージ	諸室名	階層	諸室数
「まちの縁側」機能	特に用がなくても誰でも立ち寄り気兼ねなくほっとできる居場所となる。	えんがわ (屋内プレイスペース)	1階	共用部で確保
		えんがわ (フリースペース)	2・3階	共用部で確保
市民交流機能	多くの人が集う催しや行事、集会、講座などを通じて多様な交流を育む。	集会室	1階	汎用室 1室 (3室分割)
生涯学習機能	子どもから高齢者まで多彩な教養講座や娯楽イベント、クラブ活動等が営まれ、学び、楽しむことができる。	講座室	2階	汎用室 4室 (独立1室、3室は一体使用可)
		料理室	2階	専用室 1室
		音楽室	2階	専用室 1室
		和室	2階	汎用室 1室
まちづくりの 拠点機能	地域住民による主体的なまちづくり活動の拠点となる。	地域活動支援室	3階	専用室 1室
関係事業機能	人権学習・啓蒙の実施、子どもから高齢者まで近隣にお住いの人はじめ市民の様々な生活や悩み事の相談により生活を支える。	相談室	3階	専用室 3室
		図書・資料室	3階	専用室 1室
健康増進機能	高齢者を対象とした軽い運動やレクリエーションなど、高齢者の健康増進を促進する。	健康づくりコーナー	2階	えんがわのスペースを活用
青少年健全育成機能	子どもが、学び、遊び、体験できる居場所や子育て支援を進める。	学習室	3階	専用室 1室
		居場所 遊び・子育て	各階 1階	えんがわと兼ねる えんがわ (屋内プレイスペース)と兼ねる
避難所機能	発災時に施設利用者や地域住民の命と生活を守る設備や資材等を備える避難所となる。	防災備蓄倉庫	別棟	1室
共通空間等その他 必要機能		出張所	1階	1室
		事務室	3階	1室
		屋内共用部分	-	-
		グラウンド	-	1,000㎡程度
建物全体の規模		駐車場・駐輪場	-	-
		3階建以下 延床面積 2,500㎡程度		

桂3館複合施設の整備計画

施設整備にあたって特に配慮すべき事項や具体的な考え方を整理しました。

○土地利用計画

- 敷地北側道路から、立ち寄りやすい配置
- 駐車場は敷地北側道路から出入りできる計画を基本とする
- 自動車と歩行者の動線を分け、安全性に配慮した配置
- 周辺の住宅など、周辺環境に配慮した配置
- 屋外での多世代交流など様々な世代が活動の幅を広げることができるグラウンドを配置

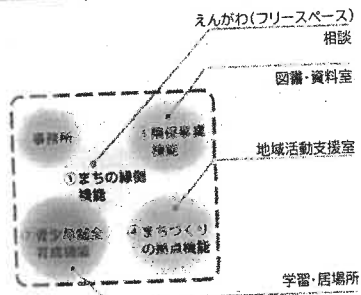


○施設整備計画

<平面計画イメージ>

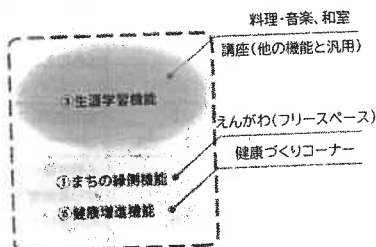
3階コンセプト 暮らしと未来のサポートフロア

- 各種相談に使用する相談室と学習室など“自分らしく生きること”を支える”スペースと地域活動支援室といった”地域（人）を支える”スペースを配置
- 比較的静かな環境や作業などがはかどる空間に



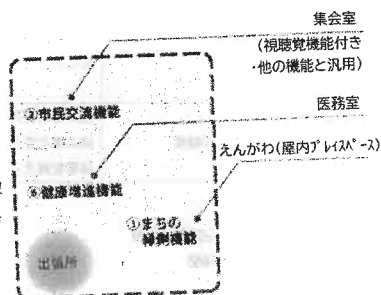
2階コンセプト 生きがい・健康づくりフロア

- 各種講座などの生きがいづくりや気軽に健康づくりの一步が踏み出せるウェルビーイングなスペースを配置
- 料理室などの講座室とえんがわとの一体的な利用を可能とすることで、来訪者まきこみ型の取り組み実施や活動への参加意欲を高め交流促進につながる空間に



1階コンセプト 賑わい交流フロア

- エントランスから屋内プレイスペース、屋外まで続くインパクトのある子どもが遊べるスペースを配置
- 集会室と屋内プレイスペースを一体で使用し、イベントや映像視聴など幅広い楽しみ方ができる
- 子どもから高齢者まで楽しみ、集える多世代交流空間に



<建物断面イメージ -南北断面->



5 民間活力導入に対する簡易検討

八尾市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程では、建築物の整備事業でかつ事業費総額が10億円以上の事業等については、PPP/PFI 手法導入の適否について優先的に検討を行うことが定められています。そこで、本基本計画を策定する中で、この規程に基づき、事業者ヒアリングやVFMの試算など簡易な検討を実施しました。

事業者ヒアリングでは、3館の機能を複合化する複雑さや、物価高騰等による事業費上昇などリスクに関する意見が多数出されたほか、簡易VFMの算定では、財政削減率（従来の方式と比べて PFI の方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合）が-5.6%となりました。

本施設の整備は、利用者の視点に立った利用しやすい施設とするために、市民等の意見を柔軟に反映させていくことが重要であり、加えて「八尾市西郡地域まちづくり構想」における第1ステップ（概ね5年程度）に位置付くことから、地域の魅力づくりに貢献する施設として早期の整備をめざす必要があります。

以上のことを踏まえ、桂3館複合施設の設計・建設段階では、従来方式により事業を実施していきます。

6 施設整備の実現に向けて

○事業スケジュールについて ※社会情勢の変化などにより、スケジュールに変更が生じる場合があります。

令和6年度～令和7年度：（仮称）八尾市立桂3館複合施設整備基本計画の策定

令和8年度：基本設計及び施設の運営や各種事業内容などの検討

令和9年度：実施設計

令和10年度～令和11年度：建設工事

令和12年度：施設オープン予定

○管理運営等について

今回の「第5章 民間活力導入に対する簡易検討」の結果、ハード整備については従来手法による分離発注にて事業を進めますが、管理運営については指定管理者制度の導入を含めて検討を行うなど、施設の管理運営や事業実施について民間活力の活用を積極的に進めたいと考えます。

本基本計画の詳細については市ホームページをご覧ください。

（URL または右の二次元コードからアクセスください）

URL : https://www.city.yao.osaka.jp/machidukuri_jinken_kankyau/chikinomachidukuri/1016173/index.html



発行

刊行物番号：R7-232 令和8年3月

八尾市 人権ふれあい部 人権コミュニティセンター及び周辺施設整備プロジェクトチーム

〒581-0003 八尾市本町1-1-1

TEL : 072-943-0334 FAX : 072-943-0577 E-mail : jinkomishisetsupt@city.yao.osaka.jp

にしごおりじゅうたく とうかん とうかん す
西郡住宅14～23号館・28号館にお住まいのみなさまへ

にしごおり しんだんち
西郡 新団地ニュース

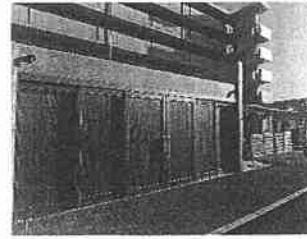
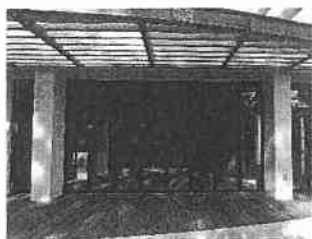
令和8年7月号



しんだんち きょうようぶせつび
新団地コミュニティルーム・共用部設備の

けんがく せつめいかい かいさい
見学・説明会を開催します！！

しんだんち きょうようぶせつび じっさい み
新団地コミュニティルームや共用部設備を実際に見ていただき、
びひんなど じきょうしゃ せつめい こんご しんだんち
備品等について事業者より説明いたします。今後、新団地で
じち かんり みな し ないよう
自治・管理をしていただく皆さんに知っていただきたい内容ですの
で、是非ご参加ください。



けんがく せつめいかい なが
《見学・説明会の流れ》

- ◎ 44・45号館コミュニティルーム・共用部設備の見学・説明
- ◎ 46号館コミュニティルーム・共用部設備の見学・説明
- ◎ 自治・管理会 準備会設立に向けた意見交換

かいさいにちじ れいわ なん がつ にち ど ごぜん じ ごぜん じ ふん
開催日時：令和8年7月25日（土）午前9時～午前10時30分

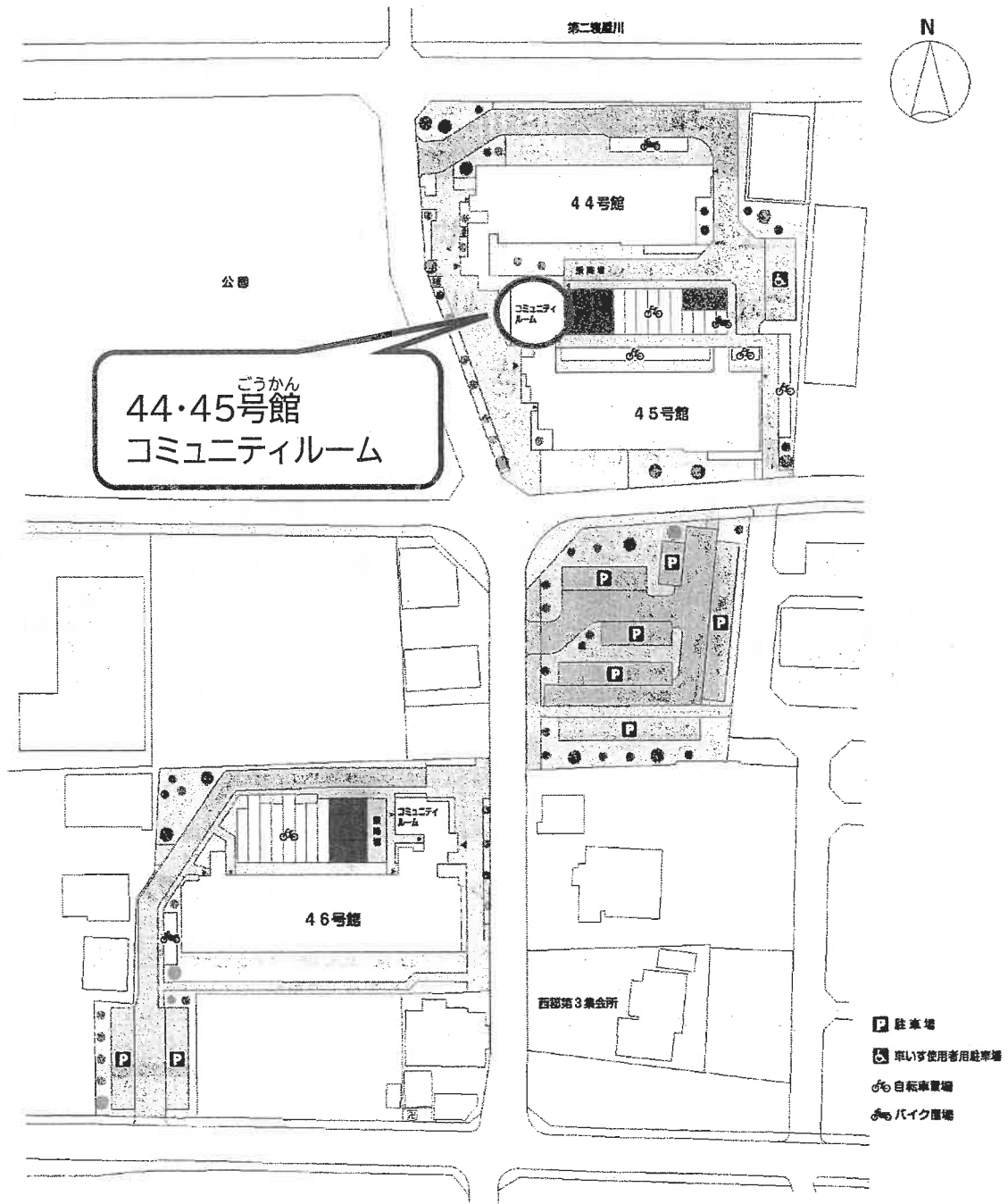
しゅうごうばしょ とうかん
集合場所：44・45号館 コミュニティルーム

と あ
お問い合わせ
はっこう
（発行）

きゅうながわきかくけんせつ や おしじぎょうじゅたくしゃ
みらいビルドグループ（旧 中川企画建設グループ）（八尾市事業受託者）
だいひょうきぎょう かぶ たんとく こやま くまがわ
代表企業（株）みらいビルド 06-6252-1123 [担当：小山・熊川]

八尾市営西郡住宅建替事業
ニュースレター 第11号

だんち あんない
団地案内MAP



今後のスケジュール予定（案）

資料45

◎令和8年1月8日（木） 八尾市へ「第7回交流サロン&スケジュール予定のご報告」（案）を提出

◎令和8年1月19日（月） 「第7回交流サロン&スケジュール予定のご報告」の開催案内配布

※内容：サロン開催日時、住宅見学会の実施日及び予約受付開始日、入居可能時期を記載

令和8年

1月30日（金） 19時

1月31日（土） 14時

「第7回交流サロン&スケジュール予定のご報告」開催

※生活ルールブック（案）の配布

※移転説明会時の資料（間取図面を追加）を修正し再配布

◎令和8年2月2日（月） 「第7回交流サロン&スケジュール予定のご報告」未来場者へ資料を配布

◎令和8年2月中旬頃 ニュースレターの配布

2月9日（月） 開始

2月20日（金） 締切

「住宅の見学会」予約受付

◎令和8年2月24日（火）、26日（木） 「住宅の見学会」予約未了者（前回の予約受付時訪問で、移転拒否の意思表示をした方は除く）を訪問

2月27日（金）～3月1日（日）

10時～12時、13時～16時

「住宅の見学会」開催（予約制）

※「住宅の見学会」終了後（17時以降）、不参加者へ「希望住戸申込受付」案内文・希望住戸申込書・住戸タイプ一覧表・全体図・開所日カレンダーを配布

3月2日（月） 開始

3月22日（日） 締切

希望住戸申込受付

◎3月23日（月）以降、希望住戸が重複した方の調整期間

※空住戸へ変更申込は、3月26日（木）～4月10日（金）の間で受付

4月12日（日） 10時

住戸決め（抽選）

4月16日（木） 開始

4月26日（日） 締切

駐車場希望位置申込受付

◎4月27日（月）以降、希望駐車場位置が重複した方の調整期間

※空駐車場へ変更申込は、5月11日（月）～5月22日（金）の間で受付

◎5月7日（木）以降、「入居関係書類」・「取得必要書類のご案内」を配布

5月24日（日） 10時

駐車場決め（抽選）

5月31日（日） 10時

6月1日（月） 19時

「入居説明会」及び入居関連書類の提出

※「入居のしおり」、「生活ルールブック」の配布

7 月初旬

鍵渡し

7 月初旬 ～ 9 月下旬

新棟移転、移転前住居の引渡し

10 月頃

第 8 回交流サロン

しゅっちょう

てらこや

出張！ゲーム寺子屋

2026 in KINDAI

2026
08.01
土曜日

Day 2026年8月1日(土)

am 9:30 ~ 12:30 (予定)

対象年齢：小学1年生 ~ 小学6年生 + 保護者

集合時間：9:30 近畿大学 東正門 集合

※送迎希望の場合：9:00 大阪府八尾市幸町3丁目109番1 集合



「大学ってどんなところ？」
このぎもんに答えるため近大生が
みんなをあんないします！
親子でも、子どものみでも参加OK！
大学の図書館や教室をたんけんしたり、
Eスポーツもできるかも！？

スケジュール ※当日多少変更の可能性あります。

- 9:30 近畿大学 現地集合 (きんきだいがくげんちしゅうごう)
- 9:30 - 10:00 建築学部棟 見学 (けんちくがくぶとうけんがく)
- 10:00 - 10:30 アカデミックシアター 見学
- 10:30 - 11:00 洗心の庭・図書館見学 (としょかんけんがく)
- 11:00 - 12:30 スポーツ体験 (たいけん) — 12:30 解散 (かいさん)



参加予約はこちらの →
QRコードから！



← 公式LINEの登録はこちら！

西郡ゲーム寺子屋
後援 西郡まちづくり協議会
〒581-0823
大阪府八尾市幸町3丁目109番1

ー！おしらせ！ー

- ・送迎希望の場合、西郡子どもゲーム寺子屋にて 9:00 集合 / 13:00 解散 となります。
- ・駐車場につきまして現在調整中ですが、大学周辺のパーキングに停めていただく可能性がございます。
- ・駐車場について決まり次第、左記のゲーム寺子屋公式LINEよりご連絡いたします。

資料6

2025年度 西郡墓地管理業務 会計報告

<収入の部>

摘 要	金 額
1. 委託金	2,026,596
合 計	2,026,596

<支出の部>

摘 要	金 額
1. 報酬	1,818,422
2. 除草剤	7,246
合 計	1,825,668

収入 2,026,596 円 - 支出 1,825,668 円 = 200,928 円 は次年度に引き継ぎます

様式第7号(第2条関係)

八尾市校区まちづくり交付金実績報告書

令和 8 年 4 月 10 日

(あて先) 八尾市長

申請者 団体名 西郡まちづくり協議会

所在地 八尾市桂町2-3

代表者氏名 吉村 晴之

※代表者本人が自署しない場合のみ、押印が必要です。

令和 7 年度八尾市校区まちづくり交付金の交付について、下記の通り報告します。

実績報告額	91,916 円	
交付決定通知及び 変更交付決定通知	令和 7 年 4 月 1 日付	八人コ 指令 第 1 号
	令和 7 年 10 月 1 日付	八人コ 指令 第 52 号
	令和 年 月 日付	八人コ 指令 第 号
添付書類	1 事業報告書(様式第8-1号~様式第8-3号) 2 収支報告書(様式第9-1号~様式第9-3号) 3 備品購入内訳(様式第10号) 4 会計監査報告書(様式第11号) 5 レシート等の写し 6 その他 ()	

令和 7 年度 収支報告書 (全体総括)

【収入の部】

(単位:円)

科目	金額	予算内訳
交付金	1,328,332	
寄付金・協賛金収入		
事業収入(参加費、売上等)		
その他		
収入合計	1,328,332	
取り組みに充当していない 寄付金等		

【支出の部】 ※実績内訳については別紙のとおり

(単位:円)

取り組み名称	総額 (取り組みにかかる金額)	財源	
		左のうち交付金充当額	寄付金等
0 運営基本枠			
1 地域情報誌「はな緒」の発行	85,536	85,536	
2 ふれあい朝市			
3 西郡地区グランド・ゴルフ大会	6,380	6,380	
4 災害有事における避難のあり方検討			
5 西郡のまちづくりを総合的に進めるためのコーディネート事業			
6 つどいの広場・居場所事業			
7			
8			
9			
10			
積立て事業			
支出合計	91,916	91,916	

【交付金について】

交付決定額	1,328,332
交付金充当額	91,916
差引合計	1,236,416

会計監査報告書

本会規則に基づき、西郡まちづくり協議会 の 令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで）の八尾市校区まちづくり交付金における事業の執行及び収支の状況について監査をいたしました。

その結果、令和 7 年度の事業報告書は本会の状況を正しく示しているものと認めます。

また、令和 7 年度の収支報告書は本会の収支の状況を適正に表示しているものと認めます。

令和 8 年 3 月 31 日

西郡まちづくり協議会
(会計監査) 北辻 公啓

(会計監査) 橋本 有加

様式第 2 号 (第 2 条 関係)

八尾市校区まちづくり交付金 (事業提案枠) 交付申請書

令和 8 年 月 日

(あて先) 八尾市長

申請者 団体名 西郡まちづくり協議会

所在地 八尾市桂町 2-37

代表者氏名 吉村 晴之

※代表者本人が自署しない場合のみ、押印が必要です。

令和 8 年度八尾市校区まちづくり交付金の交付について、下記の通り申請します。

交付申請額	899,922 円
うちチャレンジ メニュー加算額	円
添付書類	1 事業計画書 (様式第 3-1 号、様式第 3-2 号) 2 収支予算書 (様式第 4-1 号、様式第 4-2 号) 3 総会議事録及び総会資料 4 その他 ()

取り組み名称①	地域情報誌「はな緒」の発行		
取り組み内容	地域総合情報誌「はな緒」に、まち協のページを掲載し、毎月3,500部の発行・配布を行う。		
該当するわがまち推進計画	先行する社会課題解決に向けた実践を通じて、ほかの地域にひろげられるまちづくり	関連するわがまち推進計画	
実施予定日(頻度)	毎月	実施予定場所	西郡地区全世帯
対象者	地域住民	参加予定人数	3,500部
まちづくりへの効果	西郡まちづくり協議会の活動を含む地域活動・情報を広く発信するため		
取り組み名称②	ふれあい朝市		
取り組み内容	交通不便地域での高齢者などの買い物支援の取り組みとして、地域住民が参加しやすい場所(例:桂人権コミュニティセンター)で、構成団体をはじめ大学や八百屋さんなどボランティアによる各種ブースを設置し、年7回(1・2・7・8・10月は休み)「朝市」を開催する。		
該当するわがまち推進計画	安全で安心して暮らし、孤立せずに住みつけられることのできるまちづくり	関連するわがまち推進計画	先行する社会課題解決に向けた実践を通じて、ほかの地域にひろげられるまちづくり
実施予定日(頻度)	年7回	実施予定場所	桂人権コミセン
対象者	地域住民など	参加予定人数	のべ350名
まちづくりへの効果	まちづくり協議会構成団体それぞれがブースにて取り組みを行うことにより、組織としての活動で基盤強化され、次世代育成などが育まれる。		
取り組み名称③	グラウンド・ゴルフで世代間交流事業		
取り組み内容	ルールなどが簡単で、子どもからおとな、高齢者と一緒にプレーできる生涯スポーツとしてグラウンド・ゴルフ大会を実施します。また、桂小学校と連携し生徒との交流イベント(アイロンビーズでマーカーを作り実際にプレーしよう)を実施します。		
該当するわがまち推進計画	安全で安心して暮らし、孤立せずに住みつけられることのできるまちづくり	関連するわがまち推進計画	子育て・若者世帯が訪れたい・暮らしたいと感じる次世代を育むまちづくり
実施予定日(頻度)	年2回程度	実施予定場所	桂青少年会館・桂小学校
対象者	地域住民など	参加予定人数	のべ100人程度
まちづくりへの効果	多世代参加による次世代育成の取り組み、また、健康の増進。		
取り組み名称④	災害有事における避難のあり方検討		
取り組み内容	地区防災計画策定に向け引き続き話し合いを進めていく中で、避難所・備蓄をテーマとしたワークショップを実施する。		
該当するわがまち推進計画	安全で安心して暮らし、孤立せずに住みつけられることのできるまちづくり	関連するわがまち推進計画	子育て・若者世帯が訪れたい・暮らしたいと感じる次世代を育むまちづくり
実施予定日(頻度)	年1・2回程度	実施予定場所	桂人権コミセン
対象者	地域住民など	参加予定人数	のべ50人程度
まちづくりへの効果	情報共有や避難方法の検討などを行うことで、安心安全のまちづくりへ活かしていく。		

取り組み名称⑤	西郡のまちづくりを総合的に進めるためのコーディネート事業		
取り組み内容	わがまち推進計画の具現化など、西郡のまちづくりを具体的に進めていくため、専門知識を有するコーディネーターに参加・助言していただき、朝市の運営手法や地域のまちづくりに関連するWSの参加のあり方などの取り組みを進める。		
該当するわがまち推進計画	人権が尊重され、多様さを受け止める「おたがいさま」のまちづくり	関連するわがまち推進計画	先行する社会課題解決に向けた実践を通じて、ほかの地域にひろげられるまちづくり
実施予定日(頻度)	通年	実施予定場所	地域内
対象者	地域住民など	参加予定人数	のべ900名程度
まちづくりへの効果	今まで行ってきた活動の見直し及び、地域課題の新たな解決に向けた活動の創出。		

様式第 4 - 1 号(第2条関係)

令和 8 年度 収支予算書 (全体総括)

【収入の部】

(単位：円)

科目	金額	予算内訳
交付金	899,922	
寄付金・協賛金収入		
事業収入(参加費、売上等)		
その他		
収入合計	899,922	

【支出の部】※予算内訳については別紙のとおり

(単位：円)

取り組み名称		予算額	財源	
			左のうち交付金充当額	寄付金等
1	地域情報誌「はな緒」の発行	180,752	180,752	
2	ふれあい朝市	292,611	292,611	
3	グラウンド・ゴルフで世代間交流事業	100,919	100,919	
4	災害有事における避難のあり方検討	25,640	25,640	
5	西部のまちづくりを総合的に進めるためのコーディネート事業	300,000	300,000	
6				
7				
	積立て事業			
	支出合計	899,922	899,922	

2025-2026年度 西郡まちづくり協議会 委員名簿

2025年7月28日現在

所属団体名	名 前	役 職
部落解放同盟大阪府連合会西郡支部	吉村 晴之	会 長
	上杉 弥彦	
西郡地区自治振興委員会	藤岡 憲明	副会長
	早川 雪信	
西郡地区福祉委員会	藤本 高美	副会長
	西岡 清美	
八尾市民生委員児童委員協議会 西郡地区委員会	遠藤 美雪	副会長
	安田 勝司	
八尾市消防団西郡分団	棚田 秀行	
	吉田 勝巳	
桂小学校PTA	橋本 有加	会計監査
桂中学校PTA	北辻 公啓	会計監査
西郡教育保護者会	出口 佳己	
西郡住宅管理人会	村上 芳輝	
	武田 義雄	
西郡地区企業者組合	岡 知彦	事務局長
西郡地区青少年育成連絡協議会	森本 悦次	会 計
ワークすずらん	吉田 隼人	
	葛上 茂子	

西郡まちづくり協議会 規約（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、西郡まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。ただし、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第10条の2で定める「校区まちづくり協議会」として設置するものとする。

（対象区域）

第2条 本会の対象区域は、桂小学校区とする。

（目的）

第3条 本会は、桂小学校区の「まちづくりの目標」を定めた「桂小学校区わがまち推進計画」（以下「わがまち推進計画」という。）の策定及びその実現をめざして、八尾市との協働のもとに地域住民が一体となって、地域の課題解決に取り組んでいくことを目的とする。

（活動）

第4条 本会は前条の目的を達成するため、わがまち推進計画に基づき、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算及び広報等に関すること。
- (2) わがまち推進計画の作成、実施及び進捗状況に関すること。
- (3) 住民の健康及び福祉に関すること。
- (4) 防犯活動に関すること。
- (5) 防災活動に関すること。
- (6) 青少年・児童の健全育成に関すること。
- (7) 地域コミュニティの醸成に関すること。
- (8) その他、地域における課題解決やまちづくりの推進に関すること。

2 本会は、営利活動、特定の宗教活動及び政治活動に関わる事業の一切を行わない。

（事務所）

第5条 本会の事務所は、桂人権コミュニティセンターに置く。

第2章 組織及び役員

（組織）

第6条 本会は、別表に定める団体（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

2 前項に定める構成団体は、第2条で定める対象区域において、まちづくり活動の実績を有する団体であることを要する。

3 本会への新たな団体等の参加については、総会の議決によるものとする。

（委員）

第7条 本会の委員は、構成団体の代表者もしくはこれに準ずる者から選出する。ただし、本会の組織充実のため必要と認めるときは、地域住民のうち、別表に掲げる団体等に属さない人についても本会委員とし、参加することができる。

2 委員は、本会で協議した内容もしくは決定事項につき、速やかにその所属する団体に伝達するとともに、所属する団体が遵守するよう努めるものとする。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名

2 役員は、総会において、委員の互選により選出する。

(会計監査)

第9条 本会に、会計監査2名を置く。

- 2 会計監査は、第6条第1項に定める構成団体の中から、総会において選任する。
- 3 会計監査は、本会において、役員を兼ねることはできない。

(役員等の任務)

第10条 役員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、会議を招集して議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その任務を代行する。
- (3) 事務局長は、本会の庶務その他の事務を担当する。
- (4) 会計は、本会の会計を担当する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (6) 会長は、総会において、予め会長代行、事務局長代行および会計代行を指名する。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、選任後2年が経過する年度の通常総会終了までとし再任を妨げない。ただし、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第12条 本会の運営を円滑に行うため、事務局を置く。

- 2 事務局の局務を総括するため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、必要に応じ、局員を置くことができる。

(部会)

第13条 本会は、必要に応じ、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

第3章 会議

(総会)

第14条 総会は、本会の最高議決機関とし、委員をもって構成する。

2 前項の規定により、会長が委員を指名する場合は、総会の承認を得るものとする。

3 総会は、次の事項を審議のうえ、承認及び議決を行う。

- (1) 事業計画及び予算に関する事項
- (2) 事業報告及び決算に関する事項
- (3) わがまち推進計画の作成及び変更に関する事項
- (4) 本会の組織、構成団体及び委員に関する事項
- (5) 役員等の選任に関する事項
- (6) 規約の改廃に関する事項
- (7) その他、本会の運営に関する事項

4 総会は、会長が招集し、議長は会長が担う。

5 総会は、毎年1回開催するほか、会長が必要と認めたとき又は委員の過半数の請求があったとき、その都度臨時総会を開催する。

(総会の議事録)

第15条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数と出席者数（書面表決者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び承認
- (4) 議事の経過概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において議長が指名した議事録署名人2人が署名押印するものとする。

(議事録の公開)

第16条 地域住民は、会長に申し出のうえ、総会の議事録を閲覧することができる。

ただし、個人情報等公開することが適当でないと判断される情報が含まれるときは、会長は、当該部分を除いた議事録を公開することができる。

2 総会の議事録については、公開するものとする。

(役員会)

第17条 役員会は、第7条で定める役員をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要に応じて招集する。

3 会長は、必要に応じて役員以外の委員の出席を求めることができる。

4 役員会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画案及び予算案の作成に関する事項
- (2) 事業報告案及び決算案に関する事項
- (3) 評議決定した事項を地域住民に周知する事項
- (4) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会議の開催)

第18条 会議は、総会を除き、会長が必要と認めたときに開催する。ただし、構成委員の過半数から請求があったときは、会長は速やかに会議を開催しなければならない。

(会議の運営)

第19条 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによるものとする。
- 3 やむを得ない会議に出席することができない構成委員は、事前に書面をもって表決することができる。
- 4 前項の場合において、定足数及び議決の規定の適用については、当該構成委員は出席したものとみなす。

第4章 事業計画及び予算

(事業計画及び予算)

第20条 本会の事業計画及び予算は、役員会が原案を作成し、総会の議決を経て定めるものとする。なお、変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第21条 本会の事業報告及び決算は、役員会が作成し、会計監査の監査を受け、毎会計年度終了後2か月以内に、総会の承認を受けなければならない。

(経費)

第22条 本会の経費は、包括交付金、補助金、委託料、助成金、協賛金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会計監査と報告)

第24条 会計監査は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会の場で報告を行う。

(会計及び資産帳簿の整備及び公開)

第25条 本会は、会計の透明性を確保するため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

2 地域住民は、会長に申し出のうえ、会計及び資産に関する帳簿を閲覧することができる。ただし、個人情報等公開することが適当でないと判断される場合においては、会長は、当該部分を除いた帳簿を公開することができる。

3 八尾市からの包括交付金等にかかる実績報告、収支報告書については、公開するものとする。

第5章 その他

(規約の変更)

第26条 この規約は、総会において議決を経なければ、変更することができない。

(委任)

第27条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(適用期日)

1 この規約は、平成25年11月20日から適用する。

(準備会)

2 西郡(桂小学校区)まちづくり協議会設立準備会は、平成25年11月20日をもって閉会し、そのすべてを本会に継承するものとする。

(役員の任期)

3 まちづくり協議会設立時に選任された役員の任期は、第11条の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。

附 則

この規約は、平成27年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、2021年7月24日に一部改正し、即日施行する。

附 則

この規約は、令和8年●月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(50音順)

団体名	団体名	団体名
桂小学校PTA	桂中学校PTA	西郡地区青少年育成連絡協議会
西郡教育保護者会	西郡住宅管理人会	西郡地区福祉委員会

西郡地区企業者組合	部落解放同盟大阪府連合会西郡支部	八尾市消防団西郡分団
西郡地区自治振興委員会	ワークすずらん	
八尾市民生委員児童委員協議会西郡地区委員会		

運賃（どなたでもご利用できます。1乗車1名ごとに運賃がかかります。）

○近くても遠くても1回1人の乗車分

運賃＜一律＞

大人(中学生以上)

300円

・小児(小学生以下)

・各種障がい者手帳をお持ちの方

・第1種障がい者(旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種と記載のある各種障がい者手帳をお持ちの方)の介護者(対象者1人につき1人まで)

150円

・小児(小学生以下)で各種障がい者手帳をお持ちの方

80円

・幼児(小学生未満で小学生以上の同伴者1人)※1

無料※1

・乳児(1歳未満)

無料

※1：幼児1人だけで乗車される場合は、小児運賃150円が必要となります。

注) 障がい者割引をご利用される場合は、運転手に各手帳を提示ください。

各種障がい者手帳とは、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの手帳のことです。

乗降場（ご利用の際以下の乗降場でお待ちください）

標柱

路面

壁面



八尾市
乗合タクシー
「にしごおり号」



自分だけの時刻表をつくり、公共交通をうまく利用した生活をイメージしてみませんか。

行き			帰り		
路線	乗降場・バス停・駅	時刻	路線	乗降場・バス停・駅	時刻
□にしごおり号	出発	:	□にしごおり号	出発	:
□近鉄バス	↓	↓	□近鉄バス	↓	↓
□大阪バス			□大阪バス		
□近鉄	到着	:	□近鉄	到着	:
乗り換え			乗り換え		
□にしごおり号	出発	:	□にしごおり号	出発	:
□近鉄バス	↓	↓	□近鉄バス	↓	↓
□大阪バス			□大阪バス		
□近鉄	到着	:	□近鉄	到着	:
目的地			目的地	自宅・()	

お問い合わせ先

【運行について】ワンコイン八尾株式会社

072-943-8401

【パンフレットについて】八尾市 都市整備部 都市交通課

072-924-3856

予約制

八尾市乗合タクシー

令和7年10月発行

にしごおり号

乗合タクシーとは

- ◆一般のタクシーとは違い、路線バスのように乗降場や運行時間が決まっています。
- ◆ご利用には予約が必要です。
- ◆予約のない乗降場は停まりません。近道して運行する場合があります。
- ◆予約が重なった場合は、乗り合わせでのご利用となります。
- ◆乗降場以外での乗り降りはできません。

●令和7年10月から変更●

- ・往復運行から周回運行へ変更することで、主要施設への利用できる回数が増加しました。
- ・時刻表の見直しを行いました。

利用方法

① お電話での予約

予約

ワンコイン八尾株式会社 072-943-8401 予約時間：9:00～17:00

予約は、ナビダイヤルに接続しますので、「2番」を押してください。

利用日の1週間前から各便の始発時刻の1時間前（第1～3便は前日の17時）まで可能です。

例：始発時刻が14:00である第6便を予約する場合、どこから乗る場合でも、1時間前である13:00までに予約してください。

② 車内での予約

乗合タクシー利用時に、運転手へ直接予約ください。

●予約の際は、オペレータ又は運転手の案内にそって下記のとおり必要な情報をお伝え下さい。

- (1) 利用される方のお名前・年齢・電話番号（携帯電話をお持ちの方は携帯電話番号）
- (2) 利用日・利用する便・乗る乗降場・降りる乗降場
- (3) 利用人数（おとな●人、こども●人）
- (4) 車いすや手荷物等の有無や大きさ

※大きさにより車両に積めない場合がありますので、事前にご確認ください。

- 変更・キャンセルは、予約当日の各便の始発時刻の1時間前までに必ずご連絡ください。
- 予約のあった乗降場のみ運行します。

乗車

① 予約した乗降場でお待ちください。

予約した時刻までに乗降場へお越しください。

発車時刻までに乗降場におられない場合はご利用できませんのでご注意ください。

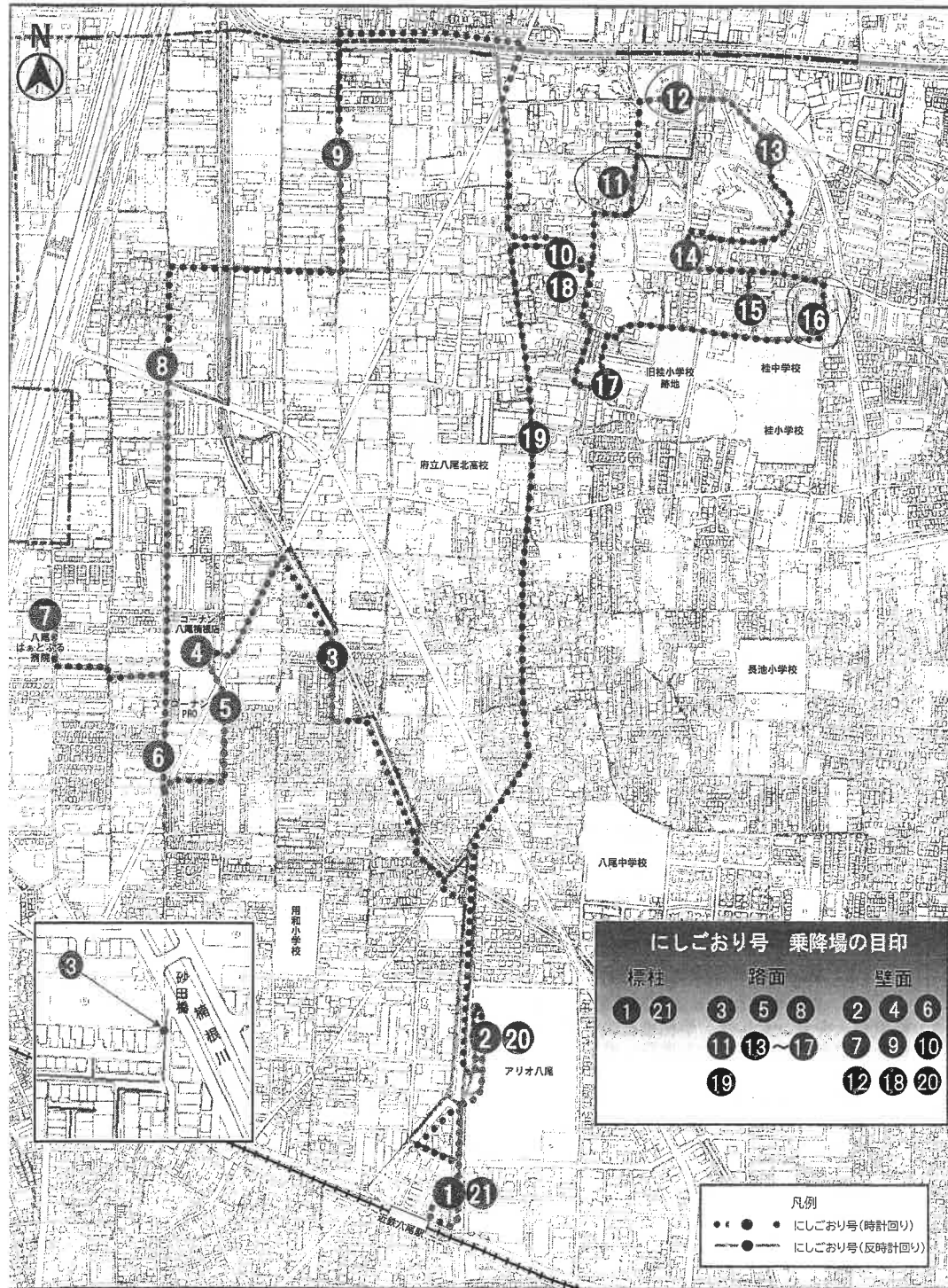
② 乗車時に運転手へお伝えください。

乗車しましたら運転手へお名前と降りる乗降場をお伝えください。

③ お支払い

タクシー乗車時に、運賃を現金でお支払いください。

(お釣りのないようご準備ください。)



運行日 月曜日から金曜日
(年末年始(12月29日～翌年の1月3日)及び祝日は除く)

にしがおり号 時刻表

乗降場/発時刻	1便	3便	5便	7便	乗降場/発時刻	2便	4便	6便	8便
②①近鉄八尾駅前	8:00	10:00	13:00	15:00	①近鉄八尾駅前	9:00	11:00	14:00	16:00
※⑩⑪⑫⑬には行けません。					※⑩⑪⑫⑬には行けません。				
②②アリオ八尾	—	10:03	13:03	15:03	②アリオ八尾	—	11:03	14:03	16:03
※⑩⑪⑫⑬には行けません。					※⑩⑪⑫⑬には行けません。				
③③本吉診療所前	8:09	10:09	13:09	15:09	③楠根町二丁目	9:08	11:08	14:08	16:08
※①②には行けません。					④コーナン八尾楠根店	9:12	11:12	14:12	16:12
④④桂人権コミセン	8:10	10:10	13:10	15:10	⑤さくら精機前	9:13	11:13	14:13	16:13
※①②には行けません。					⑥穴太のせせらぎ	9:14	11:14	14:14	16:14
⑤⑤市営住宅29号館北	8:11	10:11	13:11	15:11	⑦八尾はあとふる病院	9:17	11:17	14:17	16:17
※①②には行けません。					⑧井上診療所前	9:20	11:20	14:20	16:20
⑥⑥市営住宅21号館北	8:13	10:13	13:13	15:13	⑨山賀町四丁目公園前	9:22	11:22	14:22	16:22
⑦⑦市営住宅10・11号館北	8:14	10:14	13:14	15:14	⑩桂人権コミセン	9:26	11:26	14:26	16:26
⑧⑧スローライフ北前	8:15	10:15	13:15	15:15	※②③には行けません。				
⑨⑨西郡新墓地	8:16	10:16	13:16	15:16	⑪水の広場前	9:27	11:27	14:27	16:27
⑩⑩ファミリーマート	8:17	10:17	13:17	15:17	⑫ファミリーマート	9:28	11:28	14:28	16:28
⑪⑪水の広場前	8:18	10:18	13:18	15:18	⑬西郡新墓地	9:29	11:29	14:29	16:29
⑫⑫桂人権コミセン	8:19	10:19	13:19	15:19	⑭スローライフ北前	9:30	11:30	14:30	16:30
※①②には行けません。					⑮市営住宅10・11号館北	9:31	11:31	14:31	16:31
⑬⑬山賀町四丁目公園前	8:23	10:22	13:22	15:22	⑯市営住宅21号館北	9:32	11:32	14:32	16:32
⑭⑭井上診療所前	8:25	10:25	13:25	15:25	⑰市営住宅29号館北	9:34	11:34	14:34	16:34
⑮⑮八尾はあとふる病院	8:28	10:28	13:28	15:28	※②③には行けません。(降車専用)				
⑯⑯穴太のせせらぎ	8:31	10:31	13:31	15:31	⑱桂人権コミセン	9:35	11:35	14:35	16:35
⑰⑰さくら精機前	8:32	10:32	13:32	15:32	※②③には行けません。(降車専用)				
⑱⑱コーナン八尾楠根店	—	10:33	13:33	15:33	⑲本吉診療所前	9:36	11:36	14:36	16:36
⑲⑲楠根町二丁目	8:37	10:37	13:37	15:37	※②③には行けません。(降車専用)				
⑳⑳アリオ八尾	—	10:42	13:42	15:42	㉑アリオ八尾	—	11:42	14:42	16:42
㉑①近鉄八尾駅前	8:45	10:45	13:45	15:45	㉒②近鉄八尾駅前	9:45	11:45	14:45	16:45

※コーナン八尾楠根店の乗降場は店舗の屋上階にあります。

(注) ④コーナン八尾楠根店(第1便)及び㉑アリオ八尾(第1便・第2便)については、開店前のため乗車できません。

第1便の④コーナン八尾楠根店については、⑤さくら精機前をご利用ください。

(注2) ⑪市営住宅29号館北・⑩⑫桂人権コミセン・⑬本吉診療所前と①②近鉄八尾駅前・㉑アリオ八尾は双方方向の移動ができません。近鉄バスをご利用ください。

●交通事情、気象状況により、ダイヤが乱れる場合があります。●予約のあった乗降場だけを運行します。

【**八尾**号】乗降場状況表 **降** 

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	計	
1	-	0	34	0	0	1	39	0	0	0	0	0	15	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	97	予約者数
2	0	-	4	0	1	2	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	43
3	24	2	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	
4	0	0	0	-	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	利用者数
5	3	6	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	438
6	12	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
7	24	4	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	1	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90	障がい者
8	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	利用者数
9	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	障がい者
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	利用率
13	34	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	31	5	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88	26%
14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
15	6	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
18	0	2	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	
20	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
21	0	0	0	0	0	0	7	1	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	
計	106	24	38	2	5	3	56	1	0	2	0	0	75	0	20	0	0	1	31	12	62	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-	438

乗り場として

近鉄八尾駅前 97
八尾はあひる病院 90
西郡新墓地 88

降り場として

近鉄八尾 106 + 62
西郡新墓地 75
八尾はあひる病院 56